

令和7年6月12日

図書館友の会全国連絡会 御中

総務省

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和7年5月27日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項1

指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっています。総務省としては、選定する際の基準、手続等については適時必要な情報開示を行うこと等に努めるよう助言を行っており、3年に1度行っている調査において、選定手続や選定基準の事前公表状況、評価の実施状況等について調査を行い、結果を公表することとしております。令和6年4月には指定管理者制度に際し留意すべき事項について、過去に発出した通知を整理するとともに、課題への対応事例について周知も行ってきたところです。総務省としては、引き続き助言通知の趣旨が徹底されるよう適切に助言してまいります。

○ 要望事項2

指定管理者制度については、法律による規制は最小限度とし、地方公共団体の良識と自主性に信頼するほうが望ましいものとして制度設計されています。このため、事業報告書の公開については義務ではありませんが、指定管理者は、毎年度終了後、公の施設の管理に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないこととされているため、各地方公共団体の判断により公開を行っている団体もあると承知しています。申し上げましたとおり、指定管理者制度は幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっており、事業報告書等の公開についても各地方公共団体において適切に判断していただきたいと考えております。

○ 要望事項3

複雑化・多様化する行政需要に対応するため、常勤職員に加え、非常勤職員も地方行政の重要な担い手となっていると認識しております。

個々の職にどのような職員を任用するかについては、各自治体において、対象となる職の職務の内容や責任などに応じて、任期の定めのない常勤職員や臨時・非常勤職員などの中から、適切な制度を選択していただくべきものです。

会計年度任用職員の給与については、地方公務員法に定める職務給の原則及び均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、適切に決定されるよう、必要な助言を行っており、また、期末手当に加え、勤勉手当の支給を可能とする法改正を行うなど、これまでも、適正な処遇の確保・改善に取り組んできました。

今後とも、会計年度任用職員を含む地方公務員が充分力を発揮できるよう、環境や制度の整備に取り組んでまいります。

○ 要望事項 4

地方公務員の給与については、地方公務員法に基づき、各地方公共団体の議会において条例で定められるものです。

総務省としては、地方公務員の給与について、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行っております。

また、会計年度任用職員の具体的な給料等の制度や水準を定める際には、地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、地域の民間企業において同一又は類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定する必要がある旨助言しております。

以上